

平成24年第2回宇治田原町議会定例会

目 次

○第3日（平成24年6月18日）

議事日程（第3号）	69
日程第1 諸報告	71
日程第2 議案第41号 宇治田原町消防団支援隊設置条例の一部を改正する条例を制定するについて	71
日程第3 議案第40号 平成24年度宇治田原町一般会計補正予算（第1号）	71
日程第4 決議第1号 新名神高速道路建設に関する特別委員会設置についての決議（案）	72
日程第5 意見書第1号 「こころの健康基本法（仮称）」の法制化を求める意見書（案）	73
日程第6 意見書第2号 大飯原子力発電所3号機、4号機の再稼働に関する意見書（案）	74
日程第7 閉会中の継続調査の申し出について	76

平成24年第2回宇治田原町議会定例会

議事日程(第3号)

平成24年6月18日

午前10時開議

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 議案第41号 宇治田原町消防団支援隊設置条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第3 議案第40号 平成24年度宇治田原町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第4 決議第1号 新名神高速道路建設に関する特別委員会設置についての決議(案)
- 日程第5 意見書第1号 「こころの健康基本法(仮称)」の法制化を求める意見書(案)
- 日程第6 意見書第2号 大飯原子力発電所3号機、4号機の再稼働に関する意見書(案)
- 日程第7 閉会中の継続調査の申し出について

1. 出席議員

議長	12番	西谷信夫	議員
副議長	1番	青山美義	議員
	2番	原田周一	議員
	3番	今西久美子	議員
	4番	安本修	議員
	5番	上林昌三	議員
	6番	田中修	議員
	7番	弦川孝治	議員
	8番	森田木一	議員
	9番	森山高広	議員
	10番	垣内秋弘	議員
	11番	下岡周之	議員

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町 長	奥 田 光 治 君
副 町 長	坊 嘉 宏 君
教 育 長	西 出 維 久 雄 君
総 務 課 長	山 下 康 之 君
理事兼企画・財政課財政課長	野 間 雅 彦 君
企画・財政課企画課長	馬 場 浩 君
会 計 管 理 者 兼 税 務 ・ 会 計 課 長	大 江 輝 博 君
戸 籍 ・ 保 険 課 長	清 水 清 君
福 祉 課 長	奥 谷 明 君
健 康 長 寿 課 長	谷 村 富 啓 君
建設・環境課建設課長	黒 川 剛 君
建設・環境課環境課長	三 好 茂 一 君
産 業 振 興 課 長	木 元 保 男 君
上 下 水 道 課 長	野 田 泰 生 君
教 育 次 長	光 嶋 隆 君
教 育 課 長	中 辻 正 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	久 野 村 観 光 君
庶 務 係 長	廣 島 照 美 君

開 会 午前10時00分

○議長（西谷信夫） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎諸報告

○議長（西谷信夫） 日程第1、諸報告を行います。

議長において受理いたしました要望書1件は、お手元に配付のとおりでございます。各議員におかれましては、十分に御高覧いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

これで諸報告を終わります。

◎議案第41号の質疑、討論、採決

○議長（西谷信夫） 日程第2、議案第41号、宇治田原町消防団支援隊設置条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

本案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西谷信夫） ないようでございますので、本案に対する質疑を終わります。

討論を省略し、これより本案の採決をいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西谷信夫） 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（西谷信夫） 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

◎議案第40号の質疑、討論、採決

○議長（西谷信夫） 日程第3、議案第40号、平成24年度宇治田原町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行

います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西谷信夫) ないようでございますので、本案に対する質疑を終わります。

討論を省略し、これより本案の採決をいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西谷信夫) 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(西谷信夫) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

◎決議第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長(西谷信夫) 日程第4、決議第1号、新名神高速道路建設に関する特別委員会設置についての決議(案)を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。青山君。

○1番(青山美義) 皆さん、おはようございます。

それでは、お手元に配付させていただいております決議第1号、新名神高速道路建設に関する特別委員会設置についての決議(案)の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

本町議会に下記のとおり特別委員会を設置するものとする。

記。

1、名称、新名神高速道路建設に関する特別委員会。

2、目的、新名神高速道路建設に伴い、幹線道路、都市計画道路等の総合的な道路交通体系の確立及び地域活性化に向けた調査研究。

3、委員定数、12名。

4、調査期限、調査が終了するまで。

理由、新名神高速道路の建設に関する対策並びに周辺地域の振興、発展、新たな活性化の方策を図っていくため。

以上、新名神高速道路建設に関する特別委員会設置についての決議(案)についての説明とさせていただきます。趣旨を十分御理解いただきまして、議員諸侯の御賛同をよろしくお願いを申し上げます。私の説明といたします。

○議長（西谷信夫） 提案理由の説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西谷信夫） ないようでございますので、本案に対する質疑を終わります。

これより本案の採決をいたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西谷信夫） 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（西谷信夫） 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。

委員会室におきまして、新名神高速道路建設に関する特別委員会を開催いたしますので、御参集のほど、よろしく願いいたします。

休 憩 午前10時05分

再 開 午前10時09分

○議長（西谷信夫） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま休憩中に新名神高速道路建設に関する特別委員会を開催し、委員長並びに副委員長の選任が行われましたので、その結果を御報告申し上げます。

新名神高速道路建設に関する特別委員会委員長に青山美義君、副委員長に田中修君と決定されましたので御報告申し上げます。

◎意見書第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（西谷信夫） 日程第5、意見書第1号、「こころの健康基本法（仮称）」の法制化を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。下岡君。

○11番（下岡周之） それでは、お手元に配付させていただいております意見書第1号、「こころの健康基本法（仮称）」の法制化を求める意見書（案）の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

現在、うつ病や認知症などの精神疾患患者数は、300万人を超えており、急増状態にある。また、自殺と精神疾患とのかかわりや児童期のこころの健康問題も指摘されるなど、こころの健康と精神疾患の問題は、まさに国民誰にでも起こりうる生命・健康及

び生活に影響を及ぼす重大な問題となっている。

しかしながら、一方では、こころの健康と精神疾患対策に関しては、一般医療との格差の是正、地域医療・チーム医療の推進、地域生活を支える保健福祉サービスの基盤整備や職場・学校におけるメンタルヘルスの充実など、今後推進すべき課題が山積状態にある。

このような中、平成23年7月には、厚生労働省の社会保障審議会医療部会において、都道府県が5年ごとに策定する医療計画に記載する疾病に、新たに精神疾患を追加することが決定され、都道府県医療計画に精神医療の機能分担や地域連携体制が必須事項として書き込まれることとなった。

このようなことも契機となり、現在、精神保健医療福祉の総合的、包括的な推進とともに、これらの施策に関する速やかな強化・充実が、全国的な運動として求められているところである。

については、国におかれては、こころの健康と精神疾患対策に関する基本理念や施策推進の基本となる事項を定める「こころの健康基本法（仮称）」を早期に制定されるよう、強く要望する。

以上、「こころの健康基本法（仮称）」の法制化を求める意見書についての説明とさせていただきます。趣旨を十分に御理解いただきまして、議員諸侯の御賛同をよろしくお願い申し上げます、私の説明とさせていただきます。

○議長（西谷信夫） 提案理由の説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西谷信夫） ないようでございますので、本案に対する質疑を終わります。

これより本案の採決をいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西谷信夫） 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（西谷信夫） 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

本意見書につきましては、議長名をもちまして関係機関に提出することといたします。

◎意見書第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（西谷信夫） 日程第6、意見書第2号、大飯原子力発電所3号機、4号機の再稼働に関する意見書（案）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。田中君。

○6番（田中 修） それでは、お手元に配付させていただいております、意見書第2号、大飯原子力発電所3号機、4号機の再稼働に関する意見書（案）の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

昨年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の深刻な事故は、1年3箇月を過ぎた今なお、被災地域のみならず、日本全国に大きな爪痕を残している。

とりわけ、福井県大飯原発に、ひとたび大事故が発生すれば、京都府民の生活や経済活動はもとより、国内外にも大きな影響を及ぼすこととなる。

一方、関西電力管内では、今夏の電力需給のひっ迫が深刻であることから、一昨年比15%以上の節電要請があり、大飯原発再稼働後は一昨年比5から10パーセントに緩和されたが、住民生活や経済活動にも大きな影響を及ぼす計画停電の準備もされており、非常に厳しい状況にある。

こうした中、原子力発電に依存しない、持続可能で安心安全な電力供給体制を一日も早く実現していく必要があり、国においては、エネルギー政策の抜本的な転換や、再生可能エネルギーの利用拡大を推進するためのあらゆる施策を講じることを強く求めるものである。

なお、大飯原発3号機、4号機の再稼働については、16日政府において決定されたが、現時点では、原子力発電の安全性や国民の理解が十分に得られているとは言えない状況であり、国において、第三者による専門的な機関による新たな安全基準を確立され、その安全性を徹底的に確保し、国民の理解を十分得て行うなど万全な対応を強く求める。

以上、大飯原子力発電所3号機、4号機の再稼働に関する意見書（案）についての御説明とさせていただきます。趣旨を十分に御理解いただきまして、議員諸侯の賛同をよろしくお願い申し上げます、私の説明といたします。

○議長（西谷信夫） 提案理由の説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西谷信夫） ないようでございますので、本案に対する質疑を終わります。

これより本案の採決をいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西谷信夫) 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(西谷信夫) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

本意見書につきましては、議長名をもちまして関係機関に提出することといたします。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長(西谷信夫) 日程第7、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

各委員長より、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。本件は、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西谷信夫) 異議なしと認めます。よって、本案は各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

お諮りいたします。以上で、今期定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西谷信夫) 異議なしと認めます。よって、これをもって平成24年第2回定例会を閉会いたします。

閉 会 午前10時19分

○議長(西谷信夫) ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許します。町長。

○町長(奥田光治) 定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る6月7日に開会されました平成24年第2回定例会も、本日をもって閉会となりましたが、議員各位におかれましては、公私ともお忙しい中、本会議や常任委員会に御出席をいただきまして大変ありがとうございました。

おかげをもちまして、今定例会に上程させていただきました平成24年度一般会計補正予算(第1号)をはじめとするすべての議案につきまして、原案どおり御可決、御承認をいただきまして、まことにありがとうございました。

御可決をいただきました予算や条例につきましては、今後、適正な実施に努めてまいりますとともに、会期中におけます一般質問や各常任委員会などで賜りました御意見や御要望などにつきましては、十分検討をさせていただきます中で、今後の町政の進展に生かしてまいりたいと考えております。

さて、目下開会中の通常国会におきましては、6月21日の会期末を間近に控えて、社会保障と税の一体改革の柱となる消費税増税関連法案の採決が山場となっています。

去る15日、民主・自民・公明の三党協議で、消費税については、2014年4月に8%に、2015年10月に10%に引き上げることで社会保障と税の一体改革関連法案についての修正合意がなされたところであります。

消費税を引き上げることにについてはこのように決定がされましたが、年金や医療制度改革などについては、社会保障制度改革国民会議を創設し議論することとされ、その結論が先送りされました。このことは、結果として、消費増税が優先されたもので、一体改革とは名ばかりのものになったと言わざるを得ません。

今後、私たち地方自治体としては、国民会議での議論をしっかりと見きわめる中で、地方六団体として国との協議の場で十分な意見を出していかなければならないと考えているところであります。

現在、台風4号が向かってまいっておりますが、ことしは平年より1日遅い6月8日に梅雨入りとなりました。去る6月5日には防災パトロールを実施し、住民の皆様方が安心して安全に生活が送れるよう災害防止対策の強化を図るなど、梅雨期の防災・防御に危機感をもって備えていかなければならないと考えているところであります。

これからも天候不順な日が続き、また、日に日に夏の暑さに向かってまいりますが、議員各位におかれましては、どうかお体に御自愛をいただきまして、宇治田原町政の進展のためにますます御活躍をいただきますようお願いを申し上げまして、閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（西谷信夫） 大変御苦勞さまでした。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 西 谷 信 夫

署 名 議 員 今 西 久 美 子

署 名 議 員 森 田 木 一